第47回大阪府地方港湾審議会会議録

日時　令和２年７月８日（水）午後２時

場所　堺泉北港ポートサービスセンタービル

2階 きららホール

第47回大阪府地方港湾審議会会議録

１　開催年月日及び場所

　　　令和２年７月８日（水）午後２時から午後２時３０分まで

　　　堺泉北港ポートサービスセンタービル2階　きららホール

２　出席委員

　　　委　　員：竹 林 幹 雄　　　〔神戸大学大学院　教授〕

　　　委　　員：岡 田 光 代　　　〔大阪府立大学大学院　准教授〕

　　　委　　員：田中みさ子　　　〔大阪産業大学　准教授〕

　　　委　　員：柴 山 恒 晴　　　〔大阪倉庫協会　会長〕

　　　委　　員：岡　　　 修　　　〔大阪府漁業協同組合連合会　代表理事会長〕

　　　委　　員：小 嶋 敏 弘　　　〔大阪港湾労働組合協議会　議長〕

　　　委　　員：中川あきひと　　 〔大阪府議会議員〕

　　　委　　員：前 田 将 臣　 　〔大阪府議会議員〕

　　　委　　員：奥 田 悦 雄　　　〔大阪府議会議員〕

　　　委　　員：垣見大志朗　 　〔大阪府議会議員〕

　　　委員代理：福 井 淳 太　　　〔高石市副市長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （高石市長　阪口 伸六委員の代理）

　　　委員代理：上 東 束　　　〔岸和田市魅力創造部産業政策課長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （岸和田市長　永野 耕平委員の代理）

　　　委員代理：佐々木 規雄　　　〔近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（近畿地方整備局長　井上　智夫委員の代理）

　　　委員代理：杉 本 昌 弘　　　〔近畿運輸局海事振興部長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （近畿運輸局長　野澤　和行委員の代理）

　　　委員代理：林 田 保 宏　　　〔堺海上保安署長〕

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　（大阪海上保安監部長　花井　宏泰委員の代理）

　　　委員代理：龍 　真貴也　　　〔岸和田海上保安署〕

 （岸和田海上保安署長　池田　大助委員の代理）

　　　委員代理：中 村 浩　　　〔堺税関支署長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （大阪税関長　中山　峰孝委員の代理）

　　　臨時委員代理：檜　 光 優　　　〔泉大津市総合政策部地域経済課参事兼港湾振興担当長〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （泉大津市長　南出 賢一委員の代理）

欠席委員

　　　委　　員：赤 井 伸 郎　　　〔大阪大学大学院　教授〕

　　　委　　員：宮 城 勉　　　〔大阪商工会議所　専務理事〕

 委　　　　員：森 下 貴 史 〔大阪船主会　副会長〕

委　　　　員：溝 江 輝 美　　　〔大阪港運協会　会長〕

　　　委　　員：大 滝 恒　　　〔全日本海員組合大阪支部　支部長〕

３　議事

⑴　堺泉北港港湾計画の軽易な変更について［審議事項］

⑵　堺泉北港臨港地区及び分区変更について［報告事項］

４　審議経過

⑴　開会

事務局から、会議を開会する旨が宣言された。

⑵　会議成立の報告及び会議公開の確認

事務局から、委員22名に大阪府地方港湾審議会条例（以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づく臨時委員１名を合わせた23名中18名が出席しており、条例第６条第２項の規定により、会議が成立していることが報告された。

また、会議を公開とすることについて確認がなされた。

⑶　委員紹介

事務局から委員及び臨時委員の紹介がなされた。

⑷　挨拶

大阪府港湾局長から挨拶があった。

⑸　議事

竹林会長が、大阪府地方港湾審議会運営要綱第４条第２項の規定により、柴山委員を会議録署名人に指名した。

【堺泉北港港湾計画の軽易な変更について】

港湾管理者から、「堺泉北港港湾計画の軽易な変更」について、資料により説明がなされ、委員より質問等があった。

　＜主な意見・質問等＞

●（垣見委員）今回の計画は浚渫を伴うものか。

→（港湾局）浚渫量は約1,000ｍ3程度で、民間事業者にて実施する。

●（高石市）船舶の大型化ということだが、取扱貨物の種類は何か。

→（港湾局）グリセリンという化学薬品の原料を海外から輸入。

工場で製品加工し、国内に出荷される。

　なお、本議案は、適当である旨、決して答申され、答申に係る事務手続は、事務局に一任することとなった。

【堺泉北港臨港地区及び分区変更について】

港湾管理者から、「堺泉北港臨港地区及び分区変更」について、資料により説明がなされ、委員より質問等があった。

　＜主な意見・質問等＞

●（田中委員）今回臨港地区に指定するエリアは埋立竣功済みということでよいか。

→（港湾局）そのとおり。

なお、本議案は、適当である旨、決して答申され、答申に係る事務手続は、事務局に一任することとなった。

５　閉会